

山脇和泉元宣をめぐつて

閻屋俊彦

はじめに

狂言和泉流の宗家山脇和泉家は、伝承では坂本博士佐々木岳英軒を流祖として現在何世と数えるが、慶長十九年（一六一四）尾張藩に召し抱えられた元宣を以つて累代で数え、実質上の初代に数えることが適當であろう。そして、その依つて来る所は「和泉流狂言由緒書」と鈴野堅氏が旧版「狂言集成」（春陽堂・昭和六年発行）の解説で紹介された「寛永八年口宣案」であった。鈴野氏も「私は彼（筆者注、元宣）を和泉流の流祖と考えるのである」と慎重な態度で述べておられる。私は以前「藝術史研究」五十五号（昭和五十一年十月）に「和泉流家系考」と題して徳川三百年間の山脇和泉家累代を概観し、「和泉流狂言由緒書」については「武庫川国文」第十

三号（昭和五十三年三月）と同誌第十四・十五合併号（昭和五十四年三月）それぞれに蓬左文庫所蔵の水野正信「青窓漫筆」中の「狂言由緒書」と国会図書館所蔵の小寺玉兎「巡城亭隨筆」中の「和泉流狂言由緒書」を翻刻紹介した。宗家に伝わつた「狂言由緒書」は九代元清が明治十三年二月、東京へ移住する際に難船し、水没すると言う愛目に遭つてゐる。しかし、流失したのではなく、後に元清自身が數き写した模様である。好機あつてそれに接し得たが、基本的には水野正信、小寺玉兎写本と甚しく異同のあるものではない。

今回は「資勝卿記」等の確実な史料に基づき、主として初代元宣の事跡を中心に、右の由緒書や口宣案の記載に若干の修正を加えた読みのあり得ることを示そうとするものである。

尚、本稿は昭和五十九年度中世文学会春季大会（於法政大学、五

月二十日）において「狂言和泉流の発生」と題して發表したものに諸先達の御教示を得、とりまとめたものである。更に、関西大学国内研究員規定に基づく昭和五十八年度国内研究の成果の一端であることを明記する。

一、六条の者

「資勝卿記」は日野大納言資勝の日記である。写本として伝わっているもののうち、国立公文書館蔵本・宮内庁書陵部蔵本・東大史料編纂所蔵本を確認し得た。後掲資料「山脇和泉の記録」には書写状態の良い宮内庁書陵部蔵の十三冊本を主として用いている。参照されたい。今、問題にしようとする元和八年（一六二二）十一月二十三日の記録は既に『大日本史料』第十二編に収められ披見容易である。その後半部分に着目したい。「今度六條ノ者金春ヤ太郎弟子狂言師一人來仕候也、今日ハナコヲスル也、後朝ニアサウ、尼サタ」とある。私は第一にこの「六條ノ者」を「山脇五郎左衛門元宜」と想定し、第二にその山脇元宜は金春弥太郎、つまりこの時代から言えば大藏虎清か虎明、恐らくは十二世虎清の弟子で狂言師だと推量する。

第一の六条の者が山脇元宜であると言ふことは「資勝卿記」の別

の記載から読み取ることが出来る。それは後述するように山脇元宜が寛永八年に石見守を受領することと想合させて、寛永九年二月十四日の「六條狂言師石見守」、寛永十年十一月の「六條ノ狂言師石見」、寛永十四年十月十六日の「六条石見」等々の記載からして六条に住む元宜と考察し得ると思う。

金春弥太郎を大藏虎清と推量したのは、大藏虎明の「わらんべ草」に「親驚しらねばこそ縛の「蔵」を山脇和泉方へやり、花子を習はせしと聞し也」に和泉の名が一箇所、元宜側からも「狂言六箇」（天理図書館善本叢書所収）中、△夷鬼沙門△政頼△鳴鶴△三人入片輪△の演出記載に（大蔵）跡右衛門、弥太郎の名が見えることからである。虎明は時代的には元宜と同世代で近づきるので、虎明の父虎清を指定してみたのである。この大蔵虎清が金春弥太郎と呼ばれていても不思議はないと思う。例えば十世（虎清祖父）は金春弥太郎を名乗っている。又、「和泉流狂言由緒略書」では寛永十一年頃「京都四条坊門通、橋弁慶町」に居たように書かれているが、資料的価値から言えばやはり「資勝卿記」の記事を重くみたい。

寛永十年十月一日の条に「狂言七条石見ヲヤニ仕候」とあるが、この七条石見ヲヤニとは元宜の親、つまり元光のことと思われる。元光の確実な資料がない今、貴重な資料である。

次に山脇元宜が大蔵虎清の、言い換えるなら和泉流の者が大蔵虎

の弟子であったかと言ふことであるが、あり得たことではなかろうかと思う。元文三年の「狼菴伝記」に代表される如く、和泉は流でなく派であり、脇本佐左衛門（「古之御能組」寛永二年二月二十七日の条にもその名は見える。後掲資料参看）の弟子であると言つたやや偏見に満ちた言い方であり後の成立ではあるが、そうした見方もある。しかし伝承だからと言つて簡単には片付けられない、大蔵流の方が確かに歴史的成熟度があつたであろうと認め得る点はある。勿論、大蔵流の弟子であったとしても、和泉流の流れから考へていくなら、禁裏御用を誇りとする和泉流の独自性はこの元宜から始まつたと考えて良い。「由緒書」で初代に位置付けられるのはずなことであつたろう。

二、石見守

「資勝卿記」から次に判明することは、元宣が寛永八年に石見守を受領していたことである。寛永八年十一月四日の条に「狂言師山脇五郎左衛門石見守受領勅許」とある。実際には後述するように十一月の勅許で、日野資勝はそれ以前に江戸に赴いてその旅から帰ったばかりで、十一月四日に元宣石見守受領の知らせを受けたと言う記録である。ところで、旧版『狂言集成』で帷野堅氏の紹介された有

名な口宣案（某家所蔵）がある。「口宣案／上卿田野大納言／寛永八年十月廿四日宣旨／源元宜／宜任和泉守／藏人頭右大辨藤原經廣奉」とある。そして、この口宣案こそは、禁裏での花子上演を機縁として受領の和泉守を名乗る為には大事な証拠物件であったと思われる。しかるに「資勝卿記」では寛永八年に石見守受領である。これはやはり「資勝卿記」の記載に信頼を置きたいたところである。更に決定的なのは寛永十四年に元宜自らが石見守から和泉守に変えた旨を申し出て受理されている。即ち、十月八日の条に「石見ハ尾張大納言殿内衆相候付て和泉と名替仕度由申候」、十月十日の条に「狂言師石見參て和泉ニ名替之議」云々とあり、十月十八日の条には「狂言師石見守寛永八年後十月——口宣案持參」云々（以上、後掲資料参照）とあることから、どうやらこの時元宜は古い寛永八守となり、寛永十四年に自ら望んで和泉守を許されたと言うことである。そして、笛野堅氏の紹介された口宣案は、初代元宜を尊崇する余り後代に贋造された可能性あり得るものと言うことも出来るであろう。又、「和泉流狂言由緒書」で、元宜の親つまり六世元光がある。和泉守ニ任せられ、又石見守ニ転任す」とあるのも、疑つてかかるれば受領順は逆であるけれども、その事実は元宜のことであって、

それを元光の話に改め直したものではないかとも考える。元宣の存在はそれだけ大きかったと読んでみる。

三、尚嗣公記

元宣が和泉守を名乗る以前の一時期、石見守を名乗っていたことが判明したことからして、「資勝卿記」で他に石見と書かれてある箇所も元宣と解して差しつかえないと思われる。後掲資料にはそれら関連性のある記事を列記した。例えば寛永十一年九月十四日の条に「三番三 五郎左衛門石見ハ寿命経劍ヲ持テ出」とある。「五郎左衛門石見」とするが、現転写本の元の本は五郎左衛門は石見にかかる注記だったであろう。もし、そのまま読むとするなら「五郎左衛門と呼ばれる石見」となるであろう。ちなみに寿命経とは表章氏の御教示によると、千歳を意味するのであって、剣を持つ演出は大変珍らしからうと言つことである。

更に「鹿苑日録」七十の寛永十一年十二月十日の条に「折節狂言石見五郎兵衛父子来」とある（田口和夫氏、橋本朝生氏御教示）。この「狂言石見五郎兵衛父子」も元宣・元永親子のことであると思われる。ただ五郎兵衛と名乗るのはよくわからない。これをそのまま押し広げて諸記録に五郎兵衛とあつても、それが果たして直接山脇元宣を指すかどうかは個々の問題である。例えば「古之御能組」にもその他の箇所で五郎兵衛と名乗る者もあるのだが、全く別人の清水五郎兵衛である可能性が濃い。

近衛尚嗣は近衛家十九代。承応二年（一六五三）七月になくなっている。彼は「尚嗣公記」なる日記を残してくれている。私は陽明文庫蔵の転写本を名和修氏の御配慮により閲覧した。それを見るに、山脇元宣が尚嗣と大変親しく、しばしば近衛家に出入りしていることがわかつた。そのことについては「武庫川国文」13号（昭和五十三年三月十五日発行）で「「和泉流家系考」補遺 附資料紹介「狂言由緒略書」」として既に紹介した。その要点は十九項目に及んだが、いさきかの訂正を加えたい。「尚嗣公記」寛永十四年九月十五日の項に「天晴乙亥晉鑑來正竹狂言石見来申之剣斗退出」とあり、「武庫川国文」13号では石見を元光のことと解していたが、「資勝卿記」の記事よりして元宣であると訂正する。又、杉山国子氏が「南山國文論集」八（昭和五十九年三月）「狂言の一系譜 野村又三郎家の成立」で「「尚嗣公記」に、又三郎家の師和泉は、六代鳥飼和泉守元光がすでに寛永十年四月九日の条より登場し」とされたのは、右の寛永十四年九月を寛永十年四月九日と読み誤まられたことから生じたものであろう。「尚嗣公記」には寛永十年の記録はないはずである。

四、公家達と元宜

山脇元宜と公家達との関わりは密接であつた。先ず西洞院時慶との関わりは「時慶卿記」に見られる。同記は鴻山文庫蔵本と京都総合資料館蔵本とに就いた。すなわち、寛永六年に集中しているが、「源氏物語」や小刀、ミカンの貸借にまで及んでいる。次に「資勝卿記」では日野資勝との関わりが、寛永九年二月十四日と同十一年九月十八日に見られる椿の接木、同十年十一月十六日の小刀、同じ箇所と同十一年九月二十日の歌仙絵・小袖、同十四年十月八日の尾張焼茶碗、同年十月二十日の占い、同二十八日には鮎の簀巻と言つたように、資勝とのやりとり、奉仕が目に付く（以上、後掲資料參看）。そして、「尚嗣公記」では近衛尚嗣とやはり正保二年十一月三十日の条に「狂言和泉所望之源氏鉢虫之巻廿枚書之」、同年十二月二日の条に「狂言師和泉源氏鉢虫之巻今日書之畢」と「源氏物語」の贈呈があり、同三年十二月二十八日には「自泉涌寺卷數來筆五本

以上、和泉流初代元宜について調査し得たところを摘要しておこう。和泉流初代山脇元宜は京都六条に住み、寛永八年に石見守、同十四年に和泉守を受領した。彼と都の公家、日野資勝・西洞院時慶・近衛尚嗣達との関わりは深かつた。なお、それ以前からの大蔵流

日死去之由夜前聞之間今朝為弔遣人」とあるように、元宜の子息元永の死に当たっては、早速お悔みに人を遣わしている箇所を始めとして、並々ならぬつき合いの仕方をしているのである。私は同年十一月二十五日の条に「狂言和泉来之作。其後大酒及夜半之時分事了」とあるのまで、我子を失いうち萎れていた元宜が久しう振りに訪れたので、その元宜を慰めようとしている尚嗣の姿すら思つた。狂言師のお伽の衆としての役割、つまり堂上公家を慰める為の狂言と、又、狂言以外で奉仕する何でも屋、便利屋の存在であつたとも指摘出来るかも知れないが、それは奉仕する者と奉仕される者との形式的な関わりであつたと言うだけでなく、何かこれら日記に元宜と公家達との人間的な温かい交流を読みとつてみた。こういうつき合いが果たして元宜個人のものか、それとも狂言師の役割であったのかは今後の課題としたい。

おわりに

和泉持參也」とあつて、元宜が使い走りをしていることがわかる。そして、尚嗣が近衛家中でもとりわけ芸能好きだったようだと名和氏より御教示頂いているのであるが、芸能好きであった以上に、正保三年二月二十九日の条に「狂言師和泉子息五郎左衛門、去廿二

との関わりを考慮する必要が問われもしょうし、又、和泉流についての公家関係を重点とする諸資料の整理が課題となろう。

△附記

「資勝卿記」の中で「六条ノ者」として出でくる元和八年と見出した得た資料の寛永九年以降に十年程の年次差がある。中世文学会ににおける本稿確稿の口頭発表の後に、田口和夫氏からは同記事は饑客である資勝が山脇元宜を金春弥太郎の弟子と見誤った可能性や、これは虎明の時代に近いので、このような事実があったなら「わらんべ草」の中に和泉流は大蔵の弟子家という記事があるはずなので断定は出来ないと御指摘を受けた。又、米倉利昭氏からは、当時、金春の名を借りて金春を名乗る者が大勢いたので取り扱いに注意するようとの御忠言を頂戴した。いずれにしても傍証が必要とされるが、あえて、元のままに私見を提示した。

山脇元宜の記録

元和 8 11・23	寛永 2 2・13	寛永 2 2・27	寛永 6 7・5	寛永 8 11・4	同年	寛永 9 2・14
乙卯、晴、女御殿御申沙汰御能候て、早天參内、公家・門跡不參内也。大夫ハ、シフヤ・紀伊守・因幡守・吉郎・太郎八ノ者金春ヤ太郎弟子狂言師一人來仕候也、今日ハナコヲスル也。後朝ニアサウ・ニサタ (資勝)	甲斐中納言様へ御客御能。△夷鬼沙門▽弥右エ門・弥太郎・五郎左エ門 (古能)	名護屋中納言様へ御客御能翌日。△三番三▽山脇五郎左衛門△慕方角▽弥太郎・五郎左衛門・佐左エ門△若市△権之丞・五郎左エ門各々 (古能)	狂言ノ五郎左衛門來對面。被遣盃。明石巻ハ返道。 (時慶)	山ワキ五郎左衛門ヨリ小刀一持參候。 (時慶)	山脇五郎左衛門ヘ礼ニ遣人。 (時慶)	山脇五郎左衛門ヨリ蜜柑籠一送。備後守返事也。 (時慶)
堀川中將殿三位勅許。又、狂言師山脇五郎左衛門石見守受領勅許。 (資勝)	七十七石 山脇五郎左衛門 (「分限帳」・「語曲界」昭和六年十月号)					
六條狂言師石見守參候間則對面申候。椿接上可申由						

※句読点を任意に付けた。

也。

(資勝)

寛永 10
10 · 1

國母様へ伺公。(中略) 次御拍子、渋谷・紀伊守・対馬守仕也。狂言七条石見ヲヤニ仕候也。高砂・東北・立田・盛久・養老五番也。宝クラヘ・ウツラノコツチ・カウヤク祢リ・昆布ウリ・人マ子等也。(資勝) 六条ノ狂言師石見、政常ノ小刀一本持參申候。又、歌仙二枚、又、歌仙ノ色紙二枚清書頼申候。則、対面申して至を給させ申候也。

(資勝)

寛永 11
9 · 14

日出以前始り候也。翁・弥三郎、三番三・五郎左衛門石見ハ壽命經劍ヲ持テ出、二色ノ徳ヲ申候て合舞ニ舞候也。

(資勝)

狂言師ノ石見、木エ椿接候てクレ申候也。

(資勝)

狂言師山脇石見守申候色紙二枚、又、哥仙ノ絵ノ左右ニ哥、清書二枚出来申候間持遇候。又、ノシメノ小袖一枚追申候也。

(資勝)

為延壽院年忌、當院之衆設小席。午刻、赴八條殿。折節狂言石見五郎兵衛父子來。一番見之。御詫書前有晚炊。日暮故也。

(「鹿苑日録」七十)

天晴。乙亥、替室来。正竹、狂言石見来。申之剣斗退出。

(尚闕)

狂言師石見參候。尾張ヤキノ茶碗二持參申候。則対面候付て、和泉と名替仕度由申候。残事ハ勘修寺中納言申、益ヲ給させ申候也。石見ハ尾張大納言殿内衆指相

寛永 14
10 · 8
9 · 15

10 · 10
9 · 18

10 · 16
10 · 10

之由也。予申候ハ、先、仙洞國母様へ内々申入候て可然由申聞候。仙洞へハ高倉を頼可申候也。國母様ニテハ天野豐前殿を頼可申由申候也。

(資勝)
狂言師石見參て和泉三名替之義、昨日、天野豐前へ申候ハ心得申候。權中納言殿へ可申由也。又、高倉三位殿へ參申候へハ、御番にて、則、右之段ニ申候へハ晩可申入候。明朝返事聞ニ可參由之間、則、只今參候へハ、内々御心得間、面向可申入由之由申候也。勘修寺披露ニ候間、江戸より上洛次第、口宣之義、相調可申由候へハ、先年之口宣、持參可申由申聞候。

(資勝)

10 · 16

仙洞(中略)渋谷、紀伊守父子同出申。狂言師ハ六条石見參候。高砂・狂言未広かりニ東北・清水・盛久・トン太郎・織通・伊勢參・養老・其後謹有。狂言舞石見仕候。

(資勝)

狂言師石見守、寛永八年後十月——口宣案持參候間、則、主水に様子申候て、勘修寺中納言殿へ持參候へハ御心得候由也。和泉守ニ改申度由也。(中略)其後、

長橋殿より石見參て、御衆は御前より御出入故、御殿ノカナ物失申候間、無出入様ニとの義候間、則、其通鑑司申渡由御返事申候也。

(資勝)

長橋殿より立入、石見御使にて、此比日出日入ニ赤候間、大法之御修法可被仰付候間、板倉貞州へ談合司仕由被仰出候。則、長橋殿御局にて御礼ニ伺書申候。

(資勝)

10 · 28

10 · 20